

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のCに派遣労働者として雇用され、D県E市所在のF研究所に派遣され、運搬の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前8時50分頃、D県G市所在の自宅から派遣先の職場に自家用車で出勤する途上、D県E市内の信号で一時停止をし、車内の落とし物を拾おうと座席シートの下に目線を注いでいたところ、足がブレーキペダルから外れて、2から3メートル先の相手方車両に人がゆっくり歩く程度のスピードで追突した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、本件事故から10日後の同月〇日にH病院に受診し、「頸椎捻挫」と診断され、通院加療した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒となった。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当するものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日初診で、同年〇月〇日に診断された「頰椎椎間板ヘルニア」は、平成〇年〇月〇日に発生した本件事故に起因するものであり、酷い症状が出ている旨主張するので、以下、検討する。

当審査会において、医証等の関係資料を精査したところ、請求人の「頰椎椎間板ヘルニア」について、I医師が「事故との因果関係は不明である」と述べていることが認められる。そうすると、当該傷病は本件事故に起因するものであるとの請求人の主張を根拠付ける客観的資料が確認できないことになる。

また、本件事故の様態並びに当初の治療から治ゆに至るまでの療養の経過と治ゆ後に受診したJ病院での医師との会話の内容を総合すると、請求人の本件主張は採用できない。

なお、請求人は、当審査会からJ病院医師に対し請求人の症状について意見を求めてもらいたい旨要望しているが、上記のとおりであるから、その必要はないものと判断する。

(2) 本件事故により請求人に残存する障害については、K医師が、要旨、「ほとんど常時疼痛を残しているという請求人の訴えから判定して、通常の労務に服することはできるが受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの、障害等級第14級の9に該当する。」と述べており、当審査会としても、J医師の意見は妥当

なものであると判断する。

(3) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見出せなかった。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。